

島原市立第四小学校創立150周年記念事業実行委員会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、「島原市立第四小学校創立150周年記念事業実行委員会」といい、事務局を島原市立第四小学校内におく。

(島原市立第四小学校 〒855-0071 島原市宇土町乙670番地1)

(目的及び活動)

第2条 この会は、島原市立第四小学校創立150周年記念事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 記念事業の計画と実施に関すること。
- (2) 記念事業の実施のための事業費に関すること。
- (3) その他、記念事業実施のために必要と認められること。
- (4) 会議は、委員及び事務局・会計で通常行い、必要に応じて監査・顧問を加えた拡大実行委員会を開催することができる。

(構成)

第3条 この会は、島原市立第四小学校育友会役員及び、歴代第15代以降育友会長、この会に賛同する有志をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

- (1) 実行委員長
- (2) 実行副委員長
- (3) 専門部長(式典部、広報・記念誌部、事業部)
- (4) 事務局
- (5) 監査
- (6) 会計
- (7) 顧問

第6条 前条において次の部会をおく。

- (1) 式典部
- (2) 広報・記念誌部
- (3) 事業部

第7条 役員の仕事は次の通りとする

- (1) 委員長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故のあるときは代理を務める。
- (3) 顧問は、会の運営に関しての助言・指導にあたる。
- (4) 各部長は各事業の進捗状況を把握するとともに円滑に推進する。
- (5) 会計監査は、本事業の会計を監査する。また、その結果を必要に応じて、寄付金提供者等に報告する。
- (6) 事務局長は本会の事務を司る。

第8条 役員の任期は本会の解散までとする。

(解散)

第9条 この会の第2条の目的を完遂した時をもって解散する。

(付則)

令和5年12月19日 この規約は、令和5年12月の実行委員会結成時点から実施する。